	現行		改正後(案)			
- 別表第2(第17条)方法書の提出時期		5	別表第2(第17条)方法書の提出時期			
対象事業の種類 方法書の提出時期		ĺĨ	対象事業		方法書の提出時期	
(1の項から9の項まで省略)			(1	の項から9	の項まで省略)	
建築物 の建設 す   の建設 の事業 略	((1)から(3)まで省 ((1)から(3)まで省 (4) <u>宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191 号)第8条第1項の 規定に基づく時間 規定に基づく協議 (以下「 <u>宅造法の許</u> 可申請又は協議」と いう。)		10 高層 建築物 の建設	建築物の事業	次に掲げる行為の前と する。 ((1)から(3)まで省 略) (4) <u>宅地造成等規制法</u> の一部を改正する法 律(令和4年法律第 55号)附則第2条第 1項の規定によるよ ととされる同法によ ととされる同法によ る改正前の宅地造成 等規制法 (昭和36年 法律第191号)第8条 第1項の規定に基づ 等規制法でに基づ に基づり、以下 によると は協議」という。)	
((5)省略)   (11の項及び12の項省略)		}	(11	の項及び12	((5)省略) の項省略)	
13 流通 流通業 次   業 数団地 造成事   地の造 造成事 (2   14 土地 土地区 本   理事業 事業 (2   15 開発 開発行 次   行為事業 (5   おすの 次す   おする事業 (2   15 開発 内容係   おする事業 (2   15 関発に あ事業   おする事業 (2	でに掲げる行為の前と ける。 ((1)省略) 2) <u>宅造法の許可申請</u> 又は協議 でに掲げる行為の前と ける。 ((1)省略) 2) <u>宅造法の許可申請</u> 又は協議 でに掲げる行為の前と でに掲げる行為の前と でに掲げる行為の前と でに掲げる行為の前と では協議 でに掲げる行為の前と では協議 でに掲げる行為の前と では協議 でに掲げる行為の前と では協議 でに割げる行為の前と では協議 でに割げる行為の前と では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	-	13業地成14区理15行係業各掲も除15行係業各掲も除	流務造業 土画事 開為る 業地事 区理 行係業	次に掲げる行為の前と する。 ((1)省略) (2) 旧宅造法の許可申 請又は協議 次に掲げる行為の前と する。 ((1)省略) (2) 旧宅造法の許可申 請又は協議 次に掲げる行為の前と する。 ((1)省略) (2) 旧宅造法の許可 申請又は協議 ((3)省略)	
(以下省略)			(以下省略)			